

元章時代の「恐ノ舞」

山中玲子

観世流一五代の大夫観世元章からの伝授書を浅井織之丞がまとめた『習事伝授書留』（鴻山文庫蔵）は、元章の定めた習事の「伝授目録」を含むことで有名だが、後半には別に

「小習事目録」を掲げてその具体的な演出を書き記してもいる。同書の記事を参考に、元章以前の書上類や元章が父清親から相伝した習事の目録には見えず同書で初めて登場する「恐舞」の小書について、現代との違いや演出の意味などを考えてみたいと思う。

前半の「伝授目録」には、難波と小督・七騎落・木曾の曲名の下に「恐舞」（カシコミノマイと振仮名）の習事名が記されている。また、「小習事」の演出を書留めた後半部分にも次のような記事が残っており、現在の演出との違いなどかなり具体的な様子を知ることができる（引用文中の（ ）は抹消を、へは後の書き足しを、〔 〕は貼紙による訂正であることを示す）。

へソソレノ舞へ小コウ能三段舞方尤ヲロシシ

一、初段上羽左右打込テヒサリスグニ右へ出大左右。

一、二段目角ニテ取り左へ（アシライ右へ廻リ正向開スグニ）角取り左リへ笛座へ行見附柱方ヲ向（ヒラキ）大小頭打、左ノ扇ヲ先へ出し地頭ウチ申時ニ見附柱方へ出テスグニ右ノテヲアシライ右へ取り太コ座先ニテ小廻リ開キ拍子一ツ、スグニ三段目へトリ正面先ニテ（段取ル）ヒラカズニ（スグニ見附柱方へ行角ニテ小廻リシテ）へ左リ廻リ太コ座先ニテ上羽謡也。笛ノクサリハ常ノニタクサニテ舞候ヲ此ヲソレノ舞ハ笛一クサリニテ舞候ウヘセハシク工夫スベシ。

「小習事目録」の右掲記事相当部分には「伝授目録」と同様カシコミノマイの名が記されているから、ソソレノ舞とカシコミノ舞は同じ物と考えて良い。

右の説く習事の概要は次のようなものである。第一に、貴人にならざるを見せないような特別の行途の工夫。これは現在の演出でも最も

目立つ、この小書の特徴だろう。型の決っている舞の行途を変えてまで貴人の御前をはばかる工夫は一見いかにも元章的な理屈づけのように見えるが、実はそうでもないらしい。例えば、『八帖本花伝書』に「御前の能の事…足拍子、たくさんに踏む事、慮外也。貴人の方へ後を向け候事、同前なり」という記事があるが、これは室町期以来の伝書にも散見する説である。もちろんこの場合の貴人は観客のことだが、こういう、ふだん能役者にとって当たり前の作法が劇の中にも入り込み、演出にも反映されていくのは我々が思う以上に自然なことだったのかもしれない。

第二に、速く舞うための工夫。最後の「笛ノクサリハ」以下は、常は二クサリで舞うところを一クサリで（つまり倍のスピードで）舞うので遅れぬよう速く舞う工夫をしるということと思われる、後ろを見せないだけでなく、貴人の前でもだらだら舞わないことも大事だったことが判る。見出しにも「尤ヲロシナシ」とあるように初段にも二段にもヲロシが無く、当然足拍子も減ることになるが、足拍子については特に制限しているようには見えない。ここは現在の演出と微妙に違う点で、足拍子が無いからヲロシを省くのではなく、短くさらさら舞う為にヲロシを省略した結果、足拍子も減る、という順序を考えておきたいと思う。

しかし、右の諸点もさることながら、ここで最も注目したいのは、ヨソレノ舞の名称が後補で、この項目本来の見出しが「小コウ能三段舞方」というものだったことである。この見出しは、小督の男舞は三段に舞うことがある、そしてその時の舞い方はこうだ、という意味だろう。三段に舞うこと自体も習なのだ。このことは、本文の叙述からも窺える。例えば、二段を角で取ったり正面先で三段を取るの、五段の舞を三段にするときに常にするのだが、それをことごとく書き記すのは、他の習事の記事にはあまり見えない珍しい形である。習事のポイントだけを書く形式をとる本書では、「二段目地頭マデハ常ノゴトクニマイ」（海人替装束）、「三段目常ノゴトク扇左ヘトリ左ヘ廻リヲロシ常ノ男舞ノ様ニ」（安宅延年ノ舞）のように、「常ノゴトク」という表現が非常に便利に多用されているのだ。恐ノ舞の記述でそれが使われていないのは、当時五段が当り前だった男舞にとつて、「常ノ」三段舞方などは無かった、少なくとも周知のものではなかったということだろう。だからこそ、貴人の前を避ける特別の行途だけでなく、五段を三段にする舞方も、丁寧に書留める必要が在ったと思われる。そして、この三段に縮めて短く舞うことの理由付けとしても、先に見た「貴人の御前」とい

う発想は有効なのである。恐ノ舞以外で男舞を三段に舞うことはあまり無く、三段の男舞と言えばそれはいつも恐ノ舞、という風に、少なくとも初期においては両者は密接に結びついていたのではないだろうか。

さらに、ここまで考えてくると恐ノ舞の具体的な演出を記すのが小督であることにも意味があるように思われる。本曲は直垂の男舞ではなく、『安照能伝書』や『宗随本古型付』（鴻山文庫蔵）等には小督の舞だけ特別扱いた記事が見える。さらさらと舞えと指示する型付などもある。舞に入る前の詞章を見ても、他の男舞の前にはある「一さし舞え」といった要請が無く、「月夜よし」という語から自然につながる、中ノ舞と同じような形である。元章が多くの小書を新作したことは確かだが、まったくの白紙からというのではなく、そこには何らかの土台があることも多かったろう。恐ノ舞の場合も、男舞一般からのズレやそれに対する意識を受継ぐ形で、まず小督において破ノ舞や天女舞三段とは別の「行途の『三段舞方』が工夫され、そこに「何故なら貴人の前を憚るからだ」という理由をつけて、同じように貴人の前で舞う他曲にも応用拡大して行った、というような筋道が在ったのではないだろうか。

（東京大学留学生センター専任講師）